



児童虐待の現状と 課題について考える

～IV. 家庭への養育支援と児童虐待防止～

和歌山信愛大学 わかやま子ども学総合研究センター長

桑原 義登

桑原 義登（くわはら よしと）：和歌山県有田市在住

1970年～2002年：和歌山県職員、2002年～2015年：和歌山信愛女子短期大学助教授、相愛大学教授・同名誉教授を経て、2019年4月から和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授。

和歌山県臨床心理士会会長、日本臨床心理士会代議員、日本心理臨床学会代議員、日本子どもの虐待防止学会代議員、和歌山県教育委員会委員等を歴任。和歌山県社会福祉審議会委員等、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会会长、NPO法人子どもセンターるーも副理事長等。

研究業績：「被虐待児童の児童養護施設等での処遇改善に関する調査研究」（2012-2014文部科学省科学研究費助成）等

はじめに

児童福祉法第2条に「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならぬ」とあり、国民にその責務があることを謳っています。児童の保護者が第一義的にその責務を負うとともに、行政も国民もその責務を担つていています。

どの子どもも平等で健全に養育される権利があり、私たち国民はその義務を負つているのです。児童虐待への対応はこの考え方から出発しています。児童虐待相談対応件数が急増する中で、行政と国民が一体となつた児童虐待防止に向けた取り組みが必要になつてい

ます。

児童虐待を防止して、子どもを健全に養育していくためには、必ず、在宅での養育支援に力を注ぐ必要があります。行政施策としては働きながら子育てができる保育所の充実などの多くの子育て支援施策が用意されています。

一方で家庭での養育が困難な子どもや児童虐待を受けた子どもの処遇に関しては実親から分離して、家庭に代わつて養育を行う社会的養護施策（里親委託による養育と施設での養育）があります。

この市町村が行う子育て支援施策と児童相談所が行う社会的養護施策が連携して機能することにより児童虐待への対応が充実していくものと考えています。

この市町村が行う子育て支援施策と児童相談所が行う社会的養護施策が連携して機能することにより児童虐待への対応が充実していくものと考えています。

これらの養育施策の目指すところや現状・課題についてご理解い

ただくことにより、子どもの健全な育成を推進していく必要があります。また、児童虐待防止は行政と国民の責務であるとの自覚をもつて、企業などの協力も得ながら官民一体となつた人権運動としての取り組みが必要であると考えています。

1. 連携による虐待防止活動の重要性

(1) 死亡事例からの反省

和歌山県においても2013年に二歳男児の虐待による死亡事件がありました。この事例は当初の通告の後も保護者が虐待を否認しており、児童相談所の訪問指導を避け続けていた中で起こった事件であります。有識者による検証の結果、虐待によるケガであることが最初の通告で特定できなかつたことが保護者への指導を困難にさせているという問題とともに、関係機関との連携のあり方が大きな課題としてあげられています。



より、保健師等による訪問指導やきょうだいの所属する保育所等の機関の協力で家庭の状況把握や養育支援体制が整つておれば、子どもの命が救えた可能性があります。

施設入所していた子どもが地域に戻るときには、市町村の子育て支援事業を最大限活用していただきたいと考えていますし、児童相談所と市町村の連携の重要性を確認しなければならない事例であります。

児童虐待への取り組みは単独で行うのではなく、保護者とともに地域の関係機関が協働した活動であつて欲しいと思っています。むしろ、単独で抱え込んでしまつた取り組みは、うまくいかなかつたときの非難が大きいことも自覚しておく必要があります。

(2) 連携の意義

同じことを行うのが連携ではなく、それぞれの機関の専門性を發揮しながらそのケースに必要な別の専門性につなげていくことが重要と考えます。自分の立場や専門性の確認を行いながら相手の専門性への期待や要望を伝えていくこ

施設等に入所している社会的養護の子どもはいずれは地域に戻りますので、その受け入れについての事前協議が必要であることも強調しておきたいです。

とが必要になると思われます。

連携した活動を行う場合には、

相手に任せきるのではなく自分が主体となつて問題を整理し、対象者の了解を得ながら対象者と対象者の環境をつないでいく作業であり、役割分担により重荷を担い合う作業であつて欲しいと考えています。

(3) 連携を主眼において支援活動の流れ

①ケースのニーズを把握する

子どものニーズを中心において、家族それぞれのニーズを確認することから、支援が始まると思います。

②ニーズや課題の整理

虐待の場合、子どもが求めるニーズと養育者が求めるニーズが大きく異なる場合が見られます。児童虐待処遇の基本は子どもの立場に

立ったニーズの整理から始めます。

場合によつては養育者の職場や地域社会のニーズが絡んできたり、

社会がこのケースに求めるニーズなども考えながら支援者が考えるニーズとして整理していく必要があります。

③生活環境の特徴を調べ、協力者をさがす。

家庭や地域の中で支援者が考えるニーズの解決に協力してくれる人（キーパーソン）を見つけて協力体制を構築できるようにします。

④生育歴確認の重要性

じっくりと生育歴を調査しながら虐待に至る背景を確認していきます。

ます。特に、子どもの発達・成長のプロセスや養育者のストレスとなつている要因を分析して、対応策を検討していきます。

このような虐待の背景になつてい

る知識的理 解を深めるとともに、生育歴を傾聴することにより、養育者への感情的理解にも務めていただきたいと思います。

知識的理 解により今後の取り組んでいく方向性を深めることができます。

き、感情的理 解により養育者とともに協力して課題に取り組んでいくことができると思われます。

⑤どのような支援対策を展開するか

支援策を展開するときに、整理したニーズに対して「自分は何ができるのか」、「自分の立場から何をしなければならないのか」を考え、対応策を展開していくことになると思います。

整理したニーズに対して「自分の立場ではできないことは何か」を確認して、そのニーズに対応してもらえる関係者や関係機関との連携が重要になります。

委託した場合には、結果の確認や進行状況等を交換する連絡調整が必要になります。

⑥理論や理念をもつ指導の理論や理念を持つて関わる必要がありますが、少なくとも何を目標にして進めているかを確認する必要があると思います。

⑦ケース検討の重要性

ひとりで考えるのではなく、常に相談しあえる体制が必要だと思います。ケース検討を行う場合には職制による指示のようなスーパー・バイズではなく、相互に自由に相談し合える体制や弁護士などの外部の専門家に参加してもらうコンサルテーション体制も有効だと考えます。

⑧連携と秘密の保持の関係連携することは情報を交換することになるので、プライバシーの保護との関係に注意が必要にな

ります。児童虐待に関しては法律

によって情報を交換し合うように促していますが、「本当にその人の立場に立った支援であるか」を常に念頭に置きたいと考えています。

2. 地域における子育て支援施策

(1) 市町村の役割

一般家庭の養育環境が充実していることが、児童虐待の予防の一歩だと考えています。地域の子育て支援の役割を担っているのが市町村であります。

「市町村は、住民にとつて身近な窓口として、児童や妊産婦の福祉に関し、実態の把握、情報の提供、相談・調査・指導、支援を行う」とあり、次のような事業を行なっています。

①児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の養育

を支援する事業

②保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業

③地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(2) 市町村の子育て支援事業

市町村は、子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて、以下の事業を実施するようになっています。事業の問い合わせは各市町村福祉課や子育て担当課になります。

これら事業は児童虐待の予防にもなりますし、社会的養護の子ども達の家族再統合を図るうえでの支援策にもなります。

①利用者支援事業

子どもや保護者の身近な子育て支

◆児童虐待の現状と課題について考える

援センター等の場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たつての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

子育て世代包括支援センターが追加されて、保健師等による妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援の実施が行われるようになりました。乳幼児健康診査後も十八歳になるまでの継続した支援を行うことになっています。

②地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

妊娠中の不安が出生後の虐待にながっているという報告もあります。妊娠中の不安を軽減させ、希望のある子育てができるよう備えていただきたいと思います。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査・計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。



④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に

身につけていただきたいと思います。

⑤児童虐待の現状と課題について考える

妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査・計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠中の不安が出生後の虐待にながっているという報告もあります。妊娠中の不安を軽減させ、希望のある子育てができるよう備えていただきたいと思います。

全戸訪問により全ての子どもの養育環境を確認した上で個別支援ができるので、虐待予防の観点からも重要な事業であると考えます。今後の子育て支援につなげていく上でも重要な事業であると思います。

⑤養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより養育環境を把握したうえで、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業や要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るために、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施しています。

市町村においては臨床心理士等の専門職の配置が進んでいるところがありますが、より専門的知識や技能による支援対応が必要な事業と考えます。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の事由によ



り、子どもの養育が一時的に困難となつた場合に、子どもを児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（シヨートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

ストレスが溜まり虐待に至る前にレスパイト（休養）のためでも利用できるので、積極的な活用を期待しています。児童養護施設の活用を通して市町村が社会的養護児童や施設職員とのつながりができることも期待しています。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

支援事業の新しい形として、支援を依頼したい者と支援を提供したい者の調整による事業であり、今後の発展を期待しています。両親ともの就労や仕事が忙しい中での病児保育や保育所等への送迎依頼の需要が増えてくると思います。

⑧一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になつた乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆児童虐待の現状と課題について考える

市町村にもよるかもしれません
が、保護者のリフレッシュのため
の活用もできると思いますので、
虐待防止の効果も期待できます。

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

保護者の遠距離通勤や就労時間帯による利用ニーズが大きいと思します。

⑩病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

仕事に行かなければならぬが、子どもの急な発熱等があつたときに、特定病院での保育やファミリーサポートセンターでの保育

(病児・緊急対応強化事業)をお願いすることができます。

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

この事業は「お金を払つて放課後子どもの面倒を見てもらう事業」という説明でのニーズ調査では希望が非常に少なかつたのですが、事業開始に伴い需要が高まつた事業であります。学校の空き教室などを利用した運営がなされているので放課後、直行して面倒を見ていただけるので、遠くへ通つている保護者は安心して預けることができます。

(3) 市町村が所管する児童福祉施設
①保育所・幼保連携型認定こども園

保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする通所の施設です。

入所条件に「保育の必要な児童」とあるので、保護者の共働きが主な入所理由ですが、就労していくても、出産の前後、疾病負傷等、介護、災害の復旧、通学、等で「保育の必要性」を市町村が認める状態であれば申し込むことができます。虐待につながるような養育負担が大きい家庭も対象になります。虐待につながるような養育負担が大きい家庭も対象になります。ただ、施設の定員等の関係上、どの保育所にも通うことができない児童、いわゆる待機児童が発生している地域があります。待機児童発生の主な要因は二歳児未満児童の入所希望児童の増加や保育士等

の人材不足が挙げられています。

また、現在は通所の利用だけでなく、「一時預かり」を実施してい る保育所もあります。この場合、

利用日数に上限はありますが就労 等の利用条件はありませんので、 保育児等負担からの息抜きやリフレッシュのための活用もできるよ うです。

また、幼稚園は、学校教育法に基 づき、満三歳以上の幼児に対して



就学前教育を行うことを目的とする施設ですが、2006年に成立した「就学前の子どもに関する教 育、保育等の総合的な提供の推進

に関する法律（認定こども園法）』

により、幼稚園と保育所との機能 を併せ持つ認定こども園の設置が 増えてきています。定員にもより ますが、幼稚園対象児の保護者が 途中から就労しても、柔軟に保 育所の対象児に移行できるよう です。

②児童厚生施設

児童遊園、児童館等児童に健全な

遊びを与えて、その健康を増進し、 又は情繆をゆたかにすることを目 的とする施設です。

小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利 用して適切な遊び及び生活の場を

与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の施設としても活用さ れています。

（4）市町村の子育て支援機関

①要保護児童対策地域協議会

要保護児童等に関する情報の交換 や支援を行うために協議を行う場 で、平成十六年児童福祉法改正に おいて、法的に位置づけられてい ます。

市町村での設置は努力義務であります が、和歌山県ではすべての市町村に設置されています。処遇困 難事例が多くなっている中で、専門職種の配置や外部からの支援体制が重要な課題になってきて います。

本協議会においては、地域の関係

機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくこととなるため、以下のような利点があります。

(ア) 要保護児童等を早期に発見することができる。

(イ) 要保護児童等に対し、迅速に支援を開始することができる。

(ウ) 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。

(エ) 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞの役割分担について共通の理解を得ることができる。

(オ) 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもつて関わることのできる体制づくりができる。

(カ) 情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の認識の下に、役

割分担しながら支援を行うため、支援を受ける家庭にとつてより良い支援が受けられやすくなる。

(キ) 関係機関等が分担をしあつて個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができる。

②子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センターとは、母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一貫的に提供しています。

十八歳未満の児童が対象となりますので、母子保健の視点から子どもの健康や発達のフォローをしていく意義は大きいと思います。

おわりに

最近、不適切な養育状態にある「ヤングケアラー」の問題が提起されています。ヤングケアラーとは本来大人が担う家族の介護やケア、身の回りの世話を行っている十八歳未満の子どものことをいいます。

その生活が当たり前で育つており、自身がヤングケアラーという認識がないという子どもも少なくありません。しかし、成長・発達に必要な本来の子どもとしての生活ができない状況にあるのです。

保護者の仕事や病気等の関係で、小さい頃から家族の介護やきょうだいの面倒を見るのが日常になつているようです。

上述した支援制度を活用することで改善に向かう家庭が多いと思うのですが、支援を必要とする家庭には十分周知されていない場合

が多いのです。

子育て支援施策の他にも、ひとり親家庭支援、障害者支援、生活保護支援及び貸付資金制度の支援等があります。個々の家庭の状況により、それぞれのニーズに合った支援が必要になります。児童虐待の予防や不適切な養育を予防するためには、これらの施策を必要とする家庭に総合的・包括的に対応していく相談支援体制の整備が重要になると考えます。

◆ 読書会のご案内 ◆

全国各地で「読書会」が開かれています。

そして生涯学習と異業種間交流に励んでいます。

森信三先生の著述のなかでも主として

「修身教授録」や「幻の講話」を

テキストとして学びあい、毎月1回2時間程度で

和やかな雰囲気の中で行われています。

※読書会には、会員条件がある場合があります。

詳しくはもよりの読書会世話人にご連絡下さい。

(ホームページ上でご確認いただけます)



一般社団法人「実践人の家」

<http://www.jissenjin.or.jp>

事務局：〒660-0054 兵庫県尼崎市西立花町2丁目19-8

tel. 06-6419-2464 fax. 06-6419-3866 e-mail : mail@jissenjin.or.jp